記者発表資料

令和７年８月２９日
北上川下流河川事務所

北上川河川敷に不法投棄（堆肥）を発見
～警察と協力して原因者特定に努めます。～

８月２８日（木）１６時頃、登米市中田町上沼俵敷の北上川右岸河川敷で堆肥の不法投棄を発見しました。
警察に通報し、警告看板を設置して巡視を強化します。

詳細は次のとおりです。

① 発見日時　８月２８日（木）１６時００分頃（河川巡視時に発見）

② 発見場所　登米市中田町上沼俵敷地先　北上川右岸(48.2k 付近)河川敷

③ 投棄状況　堆肥が散乱している状況
（前回巡視時(８月２５日)は確認されておらず）

④ 現地立会　登米警察署による現地確認
８月２９日（金）１４時００分　予定

不法投棄は「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対して関係機関と協力し原因者の特定に努めます。

●罰則については、以下のとおりです
・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

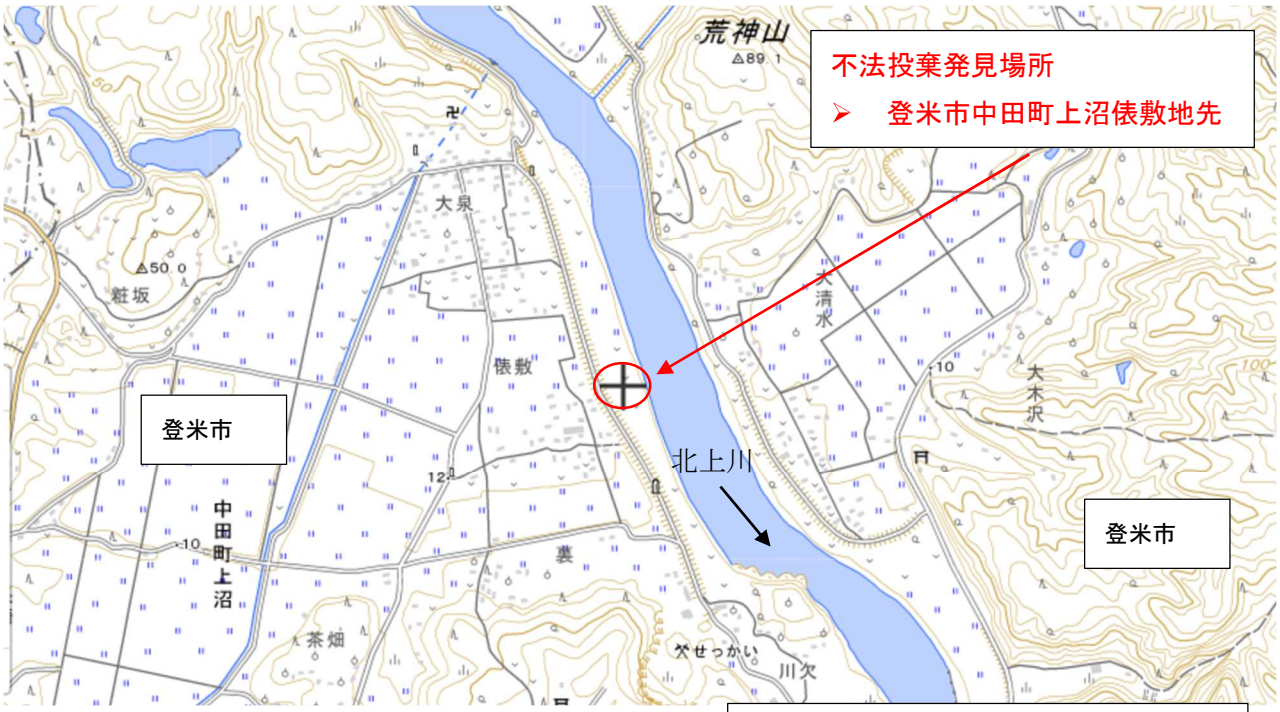
※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流川事務所
石巻市蛇田字新下沼８０
電話０２２５－９５－０１９４（代表）
管理課長　髙橋　伸忠（内線３３１）

米谷出張所
登米市東和町米谷字古舘５－４
電話０２２０－４２－２２４９（代表）
出張所長　虻川　巧生

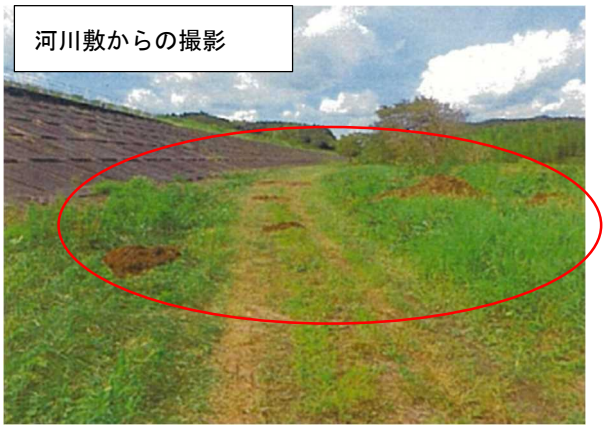
別紙

位置図・不法投棄状況写真



出典：地理院地図に不法投棄発見場所等を追記して掲載





不法投棄（堆肥）状況